

調査の概要

1 調査の目的及び沿革

事業所・企業統計調査は、国内すべての事業所及び企業を対象として、事業の種類や従業者数等、事業所及び企業の基本的事項を調査し、行政施策のための基礎資料並びに各種統計調査実施のための事業所及び企業の母集団情報を得ることを目的として実施するものである。

この調査は、統計法に基づく指定統計調査（指定統計第2号）として、昭和22年に第1回の調査が行われ、以後、翌年の昭和23年から昭和56年までは3年ごとに、その後は5年ごとに実施している。

なお、平成8年調査の際、この中間年の調査は事業所・企業統計調査の簡易調査と位置づけられ、平成11年に初めて簡易調査が実施され、これを含めて、平成18年調査は第20回目に当たる。

2 調査期日

平成18年10月1日

3 調査の対象

調査期日において、市内に所在するすべての事業所を対象とした。

ただし、次の事業所については対象外とした。

- (1) 日本標準産業分類の「大分類A - 農業」、「大分類B - 林業」及び「大分類C - 漁業」に属する個人経営の事業所。並びに「大分類Q - サービス業」のうち、「中分類83 - その他の生活関連サービス業」（「小分類832 - 家事サービス業」に限る。）及び「中分類94 - 外国公務」に属する事業所。
- (2) 料金を支払って出入りする有料施設の中にある事業所（ただし、公園、遊園地内にある別経営の事業所は調査対象とした。）

4 調査の単位

原則として、単一の経営者が事業を行っており1区画の場所を1事業所とした。

ただし、単一経営者が異なる場所で事業を行っている場合は、それぞれの場所ごとに、また、1区画の場所で異なる経営者が事業を行っている場合は、それぞれの経営者ごとに1事業所とした。

5 調査の種類

- (1) 甲調査 民営事業所を対象
- (2) 乙調査 国、独立行政法人及び地方公共団体の事業所を対象

6 調査事項

- (1) 甲調査

ア 事業所に関する事項

名称、電話番号、所在地、経営組織、本所・支所の別、開設時期、従業者数、事業の種類・業態、形態

イ 企業に関する事項

本所（本社・本店）の名称、電話番号及び所在地、登記上の会社成立の年月、資本金額及び外国資本比率、親会社・関連会社の有無及び親会社の名称・所在地、子会社の数、支所（支社・支店）の数、会社全体の常用雇用者数、会社全体の主な事業の種類、会社形態の変更状況、電子商取引の状況

(2) 乙調査

名称、電話番号、所在地、職員数、事業の種類

7 調査の方法

(1) 甲調査

総務大臣 — 都道府県知事 — 市町村長 — 指導員 — 調査員 — 民営事業所

(2) 乙調査

